

地方独立行政法人徳島県鳴門病院評価委員会 委員名簿

(敬称略：五十音順)

氏 名	職 名	備 考
う が い し ん い ち 鶴 飼 伸 一	徳島県医師会理事・鳴門市医師会会长	
きた はた ひろし 北 畑 洋	徳島県病院事業管理者	委員長
し ま やす おみ 志 摩 恭 臣	弁護士	
しょうの やす の 庄 野 泰 乃	徳島県看護協会会长	
た なか さと か 田 中 里 佳	公認会計士・税理士	
つち はし ひで み 土 橋 秀 美	徳島県社会保険労務士会会长	

地方独立行政法人徳島県鳴門病院評価委員会条例

(平成 24 年 7 月 9 日徳島県条例第 47 号)
(改正 平成 30 年 3 月 20 日徳島県条例第 20 号)

(趣旨)

第一条 この条例は、地方独立行政法人法（平成十五年法律第百十八号。以下「法」という。）第十一條第四項の規定に基づき、地方独立行政法人徳島県鳴門病院評価委員会（以下「委員会」という。）の組織及び委員その他の職員その他委員会に関し必要な事項を定めるものとする。

(所掌事務)

第二条 委員会は、法の規定によりその権限に属させられた事項に関する事務をつかさどるほか、知事が次に掲げる事項を行うに際して、あらかじめ、知事に意見を述べることができる。

- 1 法第二十六条第一項の認可
- 2 法第二十八条第一項の評価（同条第四項の評価を除く。）
- 3 その他知事が必要と認める事項

(組織)

第三条 委員会は、委員六人以内で組織する。

- 2 委員会に、特別の事項を調査審議させるため必要があるときは、臨時委員を置くことができる。

(委員及び臨時委員)

第四条 委員は、学識経験のある者のうちから、知事が任命する。

- 2 委員の任期は、二年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 3 委員は、再任されることができる。
- 4 臨時委員は、当該特別の事項に関し学識経験のある者のうちから、知事が任命する。
- 5 臨時委員は、当該特別の事項に関する調査審議が終了したときは、解任されるものとする。

(委員長)

第五条 委員会に、委員長を置く。

- 2 委員長は、委員の互選によって定める。
- 3 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。
- 4 委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、あらかじめ委員長の指名する委員が、その職務を代理する。

(会議)

第六条 委員会の会議は、委員長が招集し、委員長が議長となる。

- 2 委員会の会議は、委員及び議事に關係のある臨時委員の過半数が出席しなければ、開くことができない。
- 3 委員会の議事は、出席した委員及び議事に關係のある臨時委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(雑則)

第七条 この条例に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則

この条例は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

地方独立行政法人徳島県鳴門病院評価委員会運営要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、地方独立行政法人徳島県鳴門病院評価委員会条例（平成24年徳島県条例第47号）第7条の規定に基づき、地方独立行政法人徳島県鳴門病院評価委員会（以下「委員会」という。）の運営に関し、必要な事項を定める。

(会議の公開)

第2条 委員会の会議は、原則として公開とする。ただし、委員会において、徳島県情報公開条例（平成13年徳島県条例第1号）第8条各号に定める情報に該当すると認められる事項について審議等を行う場合は、委員長が委員会に諮って非公開とすることができる。

(傍聴の取扱い)

第3条 委員長は、傍聴の取扱いについて、必要な事項を定めることができる。

(意見の聴取等)

第4条 委員長は、議事の調査審議に関し、必要があると認めたときは、委員会に諮って、関係者に対し、出席を求め意見若しくは説明を聴き、又は必要な資料の提出を求めることができる。

(議事録等)

第5条 委員会の議事録及び会議で使用した資料は、原則として公表する。ただし、徳島県情報公開条例第8条各号に該当する事項が含まれる場合や、公開することにより公平かつ中立な審議等に支障を及ぼすおそれがある等の場合は、委員長が委員会に諮って非公開とすることができる。

(庶務)

第6条 委員会の庶務は、保健福祉部医療政策課において処理する。

(補則)

第7条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

この要綱は、平成24年7月31日から施行する。

附 則

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

地方独立行政法人徳島県鳴門病院評価委員会傍聴要領

(趣旨)

第1条 この要領は、地方独立行政法人徳島県鳴門病院評価委員会の会議の傍聴に関し必要な事項を定めるものとする。

(傍聴者の決定等)

第2条 会議を傍聴しようとする者は、自己の氏名及び住所を所定の受付簿に記入しなければならない。

2 傍聴席が満員となったときその他委員長が必要と認めたときは、傍聴の制限を行うことができる。

(傍聴者の遵守事項)

第3条 傍聴者は、次の事項を遵守しなければならない。

- (1) 静粛にし、議事の円滑な進行を妨げないこと。
- (2) 委員会における発言に対して批判を加え、可否を表明し、拍手をしないこと。
- (3) みだりに席を離れたり、他人の迷惑となる行為をしないこと。
- (4) その他委員会の秩序を乱し、又は議事の妨害となるような行為をしないこと。

2 傍聴者が前項の規定に違反する行為をしたと認めるとときは、委員長はこれを制止し、その命令に従わないときは退場させることができる。

(雑則)

第4条 この要領に定めのない事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

この要領は、平成24年7月31日から施行する。